

# 伊達市景観条例・伊達市景観計画に関する 住民説明会

日時：令和2年7月29日（水） 午後6時30分から

会場：黄金地区コミュニティーセンター はまなす館 多目的ホール

# 次 第

## 1 開 会

## 2 説明内容

- ・ 北黄金貝塚の世界文化遺産登録について ・ ・ P 1
- ・ 伊達市景観条例について ・ ・ ・ ・ ・ P13
- ・ 伊達市景観計画について ・ ・ ・ ・ ・ P15

## 3 質疑応答

## 4 閉 会



# 北黄金貝塚 の世界文化遺産登録について

The background of the slide shows a large conference hall with a stage. At the top center, the UNESCO logo is displayed in white against a dark blue backdrop. Below the logo, a long row of national flags from various countries is visible. In the foreground, a long table with several people seated behind it is partially visible. The text is overlaid on this scene.

世界遺産とは

世界遺産条約に基づいて登録された、

世界中のすべての人々にとって、

現在だけでなく、将来の世代にわたって、

重要な意義や価値のあるもの

# 世界文化遺産の代表例



エジプトのピラミッド



姫路城

# 世界文化遺産登録を目指す 「北海道・北東北の縄文遺跡群」

## 17遺跡（4道県13市町）

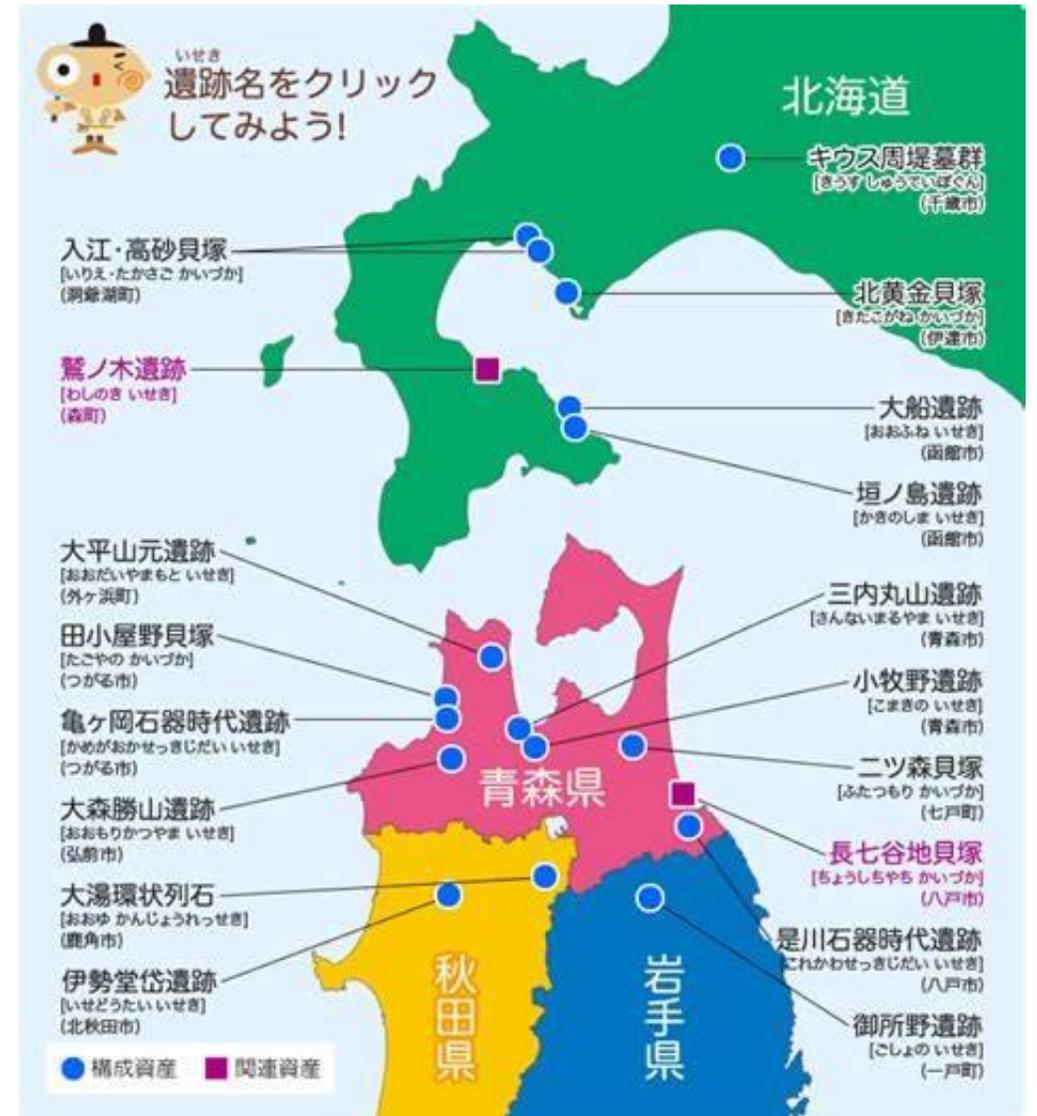
### ○北海道－4市町6箇所

- ・千歳市：キウス周堤墓群
- ・伊達市：北黄金貝塚
- ・洞爺湖町：入江貝塚、高砂貝塚
- ・函館市：大船遺跡、垣ノ島遺跡
- [関連資産]森町：鷲ノ木遺跡

### ○青森県－6市町8箇所

### ○秋田県－2市2箇所

### ○岩手県－1町1箇所



# 世界文化遺産登録を目指す 「北海道・北東北の縄文遺跡群」

H19. 8 北海道・北東北知事サミット（共同提案への合意）

H19.12 提案書を国へ提出

H21. 6 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の設置

H25. 7 世界遺産登録推薦書原案の文化庁への提出

H30. 7 文化審議会において、平成30年度推薦候補に選定

H30.11 政府が平成30年度の推薦を見送るとの方針を発表

**R 1. 7 文化審議会において、令和元年度推薦候補に選定**

R 1.12 閣議において、ユネスコへの推薦が正式決定

**R 2. 1 ユネスコに推薦書を提出し、受理される**

# 世界文化遺産登録を目指す 「北海道・北東北の縄文遺跡群」

## ◆推進体制

### 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部

(本部長) 青森県知事

(副本部長) 北海道・岩手県・秋田県知事、4道県教育長

(委員) 14市町長、14市町教育長

[事務局] 青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内

専門家委員会

指導・助言

文化庁



市町ごとに「景観計画」を策定して、将来にかけての保全を、継続的かつ万全にすること。

日本国

文化審議会

推薦書提出

ユネスコ

審査

登録



# 「北海道・北東北の縄文遺跡群」 が世界遺産候補になった理由

主に、次の点が「すばらしい」と認められました。

- ① 狩猟・採集を生業としながら、集落に定住した。
- ② 自然と共生して、1万年以上もつづいた。
- ③ 豊かで独特の文化を育んだ。



# 北黄金貝塚が世界遺産候補になった理由

① 縄文人が、自然と共生して暮らしていたことの証拠

# 北黄金貝塚が世界遺産候補になった理由

## ② 縄文人の「心」が分かる遺跡

# 北黄金貝塚が世界遺産候補になった理由

③破壊されず、しっかりと保存されてきた遺跡



地域の宝「北黄金貝塚」は

世界中のすべての人々にとって、

現在だけでなく、将来の世代にわたって、

重要な意義や価値のある

かけがえのない

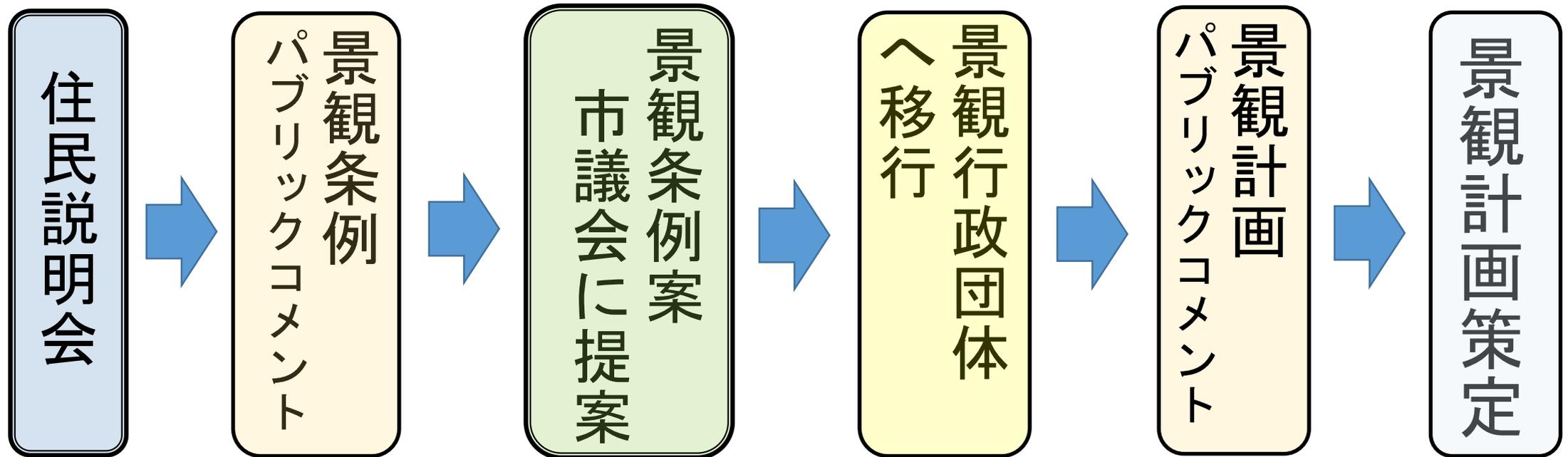
「世界の宝もの」として認められようとしています。



この、世界の宝「北黄金貝塚」を守り、  
子どもたちや、さらにその先の世代にまで  
確実に伝えていくために、  
引き続き  
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 伊達市景観条例について

地域の特性を生かした良好な景観の保全と創造を図り、もって市民が誇りと愛着を持つことができる美しい地域社会の実現に資することを目的とします。



◆景観条例は市が景観行政を担う景観行政団体への移行と景観計画の策定・実施のため、必要となります。

# 伊達市景観条例の概要

◆次の内容について定めます。

## 第1章 総則

- ・ 定義、市や市民及び事業者の責務

## 第2章 良好な景観の形成に関する施策

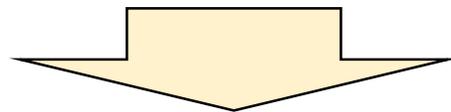
- ・ 景観計画や景観計画区域
- ・ 行為の届出に必要な手続き
- ・ 景観重要建造物や景観重要樹木の指定、管理

## 第3章 景観審議会

- ・ 景観審議会の設置や会議に必要な事項

# 伊達市景観計画について

- 基本目標
- ①都市と自然が調和する「豊かな」まち
  - ②歴史と自然が豊かな「魅力あふれる」まち
  - ③活力ある地域社会



目標像 『豊かな自然を大切にし、  
地域の歴史と文化に誇りの持てるまち』

# 景観計画の特徴

## ◆北黄金貝塚とその周辺エリア ➡【特定景観区域】

遺跡の景観保全や良好な景観形成を図るため、一部制限を加え、きめ細やかな配慮を求めています。

- 「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」が北海道・北東北の縄文遺跡群、17か所の遺跡を保全するため、定めたルールです。

## ◆その他の行政区域全域 ➡【一般景観区域】

- 「北海道景観計画」と同様のルールです。

特定景観区域図

北黄金貝塚と  
その周辺  
【特定景観区域】

北黄金貝塚

黄金地区コミュニティーセンター  
はまなす館

伊達市街方面

国道37号線

室蘭方面

その他の行政区域  
全域  
【一般景観区域】

# 特定景観区域内での届出対象や配慮事項（要約）

高さ13メートル又は延べ面積10平方メートルを超える建築物



地域の特性や周辺景観と調和した位置、規模及び色彩とすることや、原則として13メートルを超えないようにするなどの配慮が求められます

高さ1.5メートルを超える、さく、塀、擁壁を設ける場合



地域の特性や街並みなどの周辺景観との調和に配慮が求められます

高さ1メートルを超える自動販売機を設置する場合



屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観との調和に配慮が求められます

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積で、堆積の期間が90日を超え、かつ、高さ1.5メートル又は面積50平方メートルを超える場合



秩序ある物の堆積により、周辺の景観との調和に配慮が求められます

# 一般景観区域内での届出対象や配慮事項（要約）

高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートルを超える建築物  
（商業系・工業系の用途地域では、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル）



地域の特性や周辺景観と調和した位置、規模及び色彩とすることなどの配慮が求められます

高さ5メートルを超える、さく、塀、擁壁を設ける場合

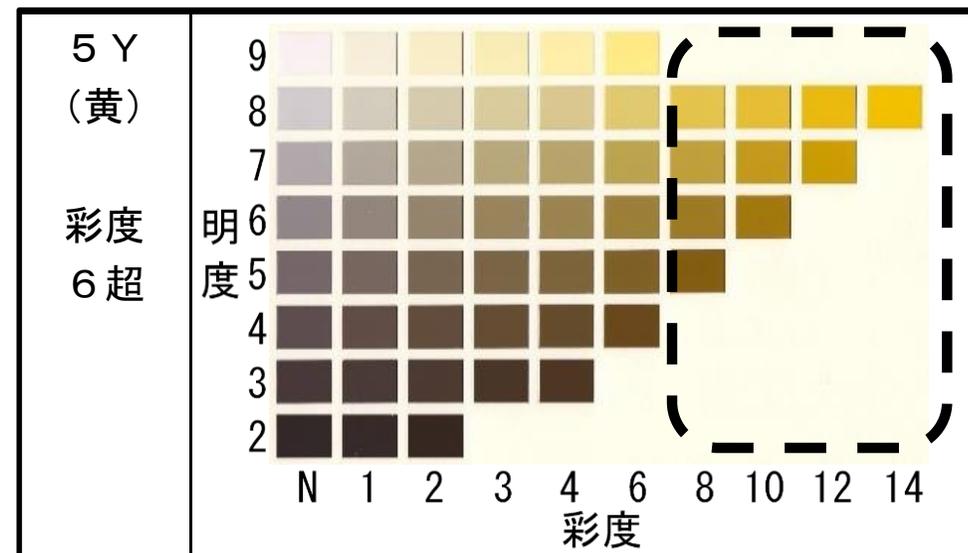
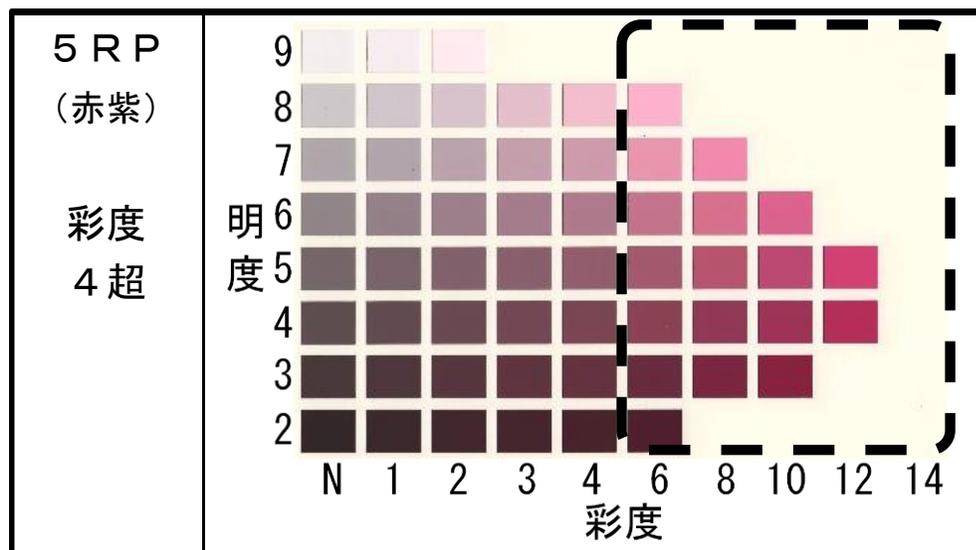


地域の特性や街並みなどの周辺景観との調和に配慮が求められます

# 周辺と調和しない色彩について（概要）

- ・ R（赤）、YR（黄赤）系の色相 ➡ 彩度8を超えるもの
- ・ Y（黄）系の色相 ➡ 彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相 ➡ 彩度4を超えるもの

（彩度の例）



# 今後のスケジュール

- 7月29日 黄金地区住民説明会
- 8月25日 全体住民説明会
- 9月～ 景観条例についてのパブリックコメント
- 12月 景観条例案を市議会に提案
- 12月 市議会で可決後、景観条例の一部実施
- 1月 景観行政団体へ移行
- 1月～ 景観計画についてのパブリックコメント
- 3月 景観計画の実施